住所　千葉県市川市曽谷５丁目28番19号
　李静　昭和56年５月26日生
住所　新潟県村上市飯岡699番地
　ナンシー・パンゴニロ・オダ　昭和50年12月３日生
　ベン・ブライアン・パンゴニロ・エブエン　平成12年２月29日生
　ジェラルド・パンゴニロ・エブエン　平成19年１月28日生
住所　奈良市百楽園１丁目８番８号
　柳アズサ　平成７年８月20日生
住所　福岡市中央区平尾４丁目15番９号
　劉義雄　昭和17年９月１日生
　金順子　昭和22年10月６日生
住所　大阪府枚方市田宮本町17番１号
　朴好輝　昭和54年６月30日生
住所　横浜市港南区丸山台２丁目７番24号
　林万森　平成４年７月16日生
住所　横浜市都筑区加賀原２丁目13番20号
　ケリー・アン・ペレス　平成11年10月28日生
住所　福岡市南区長住７丁目11番３号
　金昌元　昭和35年７月７日生
　尹広美　昭和40年４月８日生
　金嘉宏　平成14年４月13日生
住所　横浜市港北区日吉７丁目１番４―401号
　金栄一　平成７年７月18日生
住所　茨城県守谷市ひがし野２丁目１番地
　余瀚　平成２年９月６日生
住所　秋田市泉釜ノ町５番９号
　金奉洙　昭和38年６月30日生
住所　福岡市東区箱崎ふ頭３丁目１番５―503号
　曲亮　昭和62年５月13日生
　于千博　平成28年11月９日生
住所　北九州市八幡西区浅川学園台３丁目15番18号
　全智美　昭和55年９月10日生
　全智恵美　昭和60年１月９日生
住所　秋田県南秋田郡五城目町久保字上川原180番地１
　メリッサ・イチノセキ　昭和57年４月12日生
住所　愛媛県西予市城川町古市1925番地２
　宇清美　昭和37年12月23日生
住所　東京都町田市つくし野１丁目１番地４
　羅潔　昭和55年１月31日生
住所　東京都港区三田２丁目８番20―508号
　張載英　昭和49年４月20日生
住所　東京都足立区大谷田１丁目１番７―1209号
　韓宇　昭和61年４月９日生
住所　大阪市住吉区大領３丁目６番９号
　蔣君澎　平成４年６月３日生
住所　大阪市浪速区元町３丁目10番20号
　沈波　昭和62年10月15日生
住所　大阪市北区堂山町15番４―1203号
　権真司　昭和61年２月８日生
住所　東京都江東区富岡２丁目７番３号
　宋立　昭和55年10月14日生
住所　横浜市青葉区市ケ尾町522番地５
　孫英愛　昭和52年１月21日生
住所　長野県東筑摩郡山形村5406番地６
　任宏艶　昭和52年２月10日生
住所　東京都足立区西新井５丁目42番16号
　ジュセフィン・ビスタ・ツジ　昭和36年12月30日生
住所　札幌市北区北14条西３丁目１番６―302号
　ウィリアン・ヒデキ・サカモト　平成８年５月15日生
住所　浜松市東区市野町2341番地６
　アンヘラ・カオリ・フクダ・トレイトス　平成８年３月17日生
住所　愛媛県松山市東野５丁目１番18号
　ソランジ・ナカザト　昭和56年１月10日生
住所　愛知県刈谷市板倉町２丁目15番地11
　カルロス・ミツヨシ・ヤナイ　昭和43年５月29日生
住所　札幌市南区澄川４条３丁目８番29号
　サセ・アリサ　平成16年12月22日生
住所　東京都江東区猿江１丁目２番２―605号
　李仙敬　昭和58年５月28日生
住所　愛知県豊田市下市場町８丁目38番地２
　ラウラ・ナオミ・タケバヤシ　昭和35年１月２日生
住所　東京都杉並区宮前１丁目14番16号
　楼剛　平成８年11月10日生
住所　東京都新宿区西落合２丁目12番９号
　魯徳蓉　昭和41年２月６日生
住所　愛知県春日井市六軒屋町６丁目207番地１
　文有香　昭和56年４月５日生
住所　愛知県岡崎市真伝町字吉祥29番地９
　㊽剣武　昭和45年４月３日生
　陳洪涌　昭和44年８月14日生
　㊽文浩　平成17年２月18日生
住所　大阪市西区千代崎２丁目12番６号
　任明博　昭和51年３月31日生
住所　大阪府寝屋川市松屋町１番１―112号
　王咏潔　平成７年１月30日生
住所　東京都足立区江北６丁目30番６―503号
　張強　昭和44年10月７日生
住所　大阪府茨木市大池１丁目12番３―619号
　張瑞心　平成11年３月27日生
住所　埼玉県戸田市下前２丁目１番35―202号
　宮小文　昭和52年９月19日生

○外務省告示第三百二十八号

　平成二十九年九月四日にバマコで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がマリ共和国政府との間に行われた。

　１　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

　２　贈与額　四億七千万円

　３　署名者

日本側	黒木大輔在マリ大使
マリ側	アブドゥライ・ジョップ外務・国際協力大臣

平成二十九年九月十九日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第三百二十九号

　平成二十九年九月六日にハラレで、ジンバブエ共和国における公平かつ透明性のある選挙支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

　１　協力の目的及び内容　公平かつ透明性のある選挙支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

　２　贈与額　一億一千二百万円

　３　署名者

日本側	本岩藤俊幸在ジンバブエ大使
国際連合開発計画側	表画調ジビシ・ヨシュウ・パラ在整ンシ官バウ兼ブウ・パブ際国際ジュバ国エ連合ンユ事務開発常駐代表

平成二十九年九月十九日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○財務省告示第二百六十三号

　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十八条の四第二項及び第三項並びに第三十九条の二十二第二項及び第三項の規定に基づき、個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要な経費に算入する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条第一項第四号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成二十年法律第四十九号）第二百十三条第一項の規定により、次のように保安林その他の政令で定める森林の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び期間を定める省令の一部を次のように改正する。

　平成二十九年九月十九日

財務大臣　麻生　太郎

○農林水産省告示第千四百三十三号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林を指定をする。

　平成二十九年九月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　京都府南丹市日吉町中世木千千切切迫八の一、九の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

　２　主伐は、択伐による。

　３　もの村の森林整備計画で定める標準伐期齢以上の立木は、当該立木の所在する市町村に係る間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

　（次のとおり）は、省略し、その関係書類を京都府庁及び南丹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十四号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林を指定をする。

　平成二十九年九月十九日

農林水産大臣　齋藤　健